

**基準7. 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）**

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

- 7-1- 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。
- 7-1- 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1- 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

1. 学校法人駒澤大学の体制

本学の目的は「苫小牧駒澤大学の使命・目的」で示したとおり、「学校法人駒澤大学寄附行為」(第3条)に定められている。それを達成するための管理運営体制は図7-1-1に示すとおり、理事会、評議員会、監事からなりそれぞれ以下の様に定められている。

「理事会」

- (1) 法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- (2) 役員は寄附行為に定められている20人以上22人以内の理事、3人の監事で構成される。
- (3) 理事会は次の事項を審議議決する。
  - 法人の設置する学校の教職員の任免、給与及び職務に関する事項
  - 重要な資産の取得並びに処分に関する事項
  - 学則に関する事項
  - 法人の諸規程の制定に関する事項
  - 評議員の選任に関する事項
  - その他この法人の業務に関する重要事項
- (4) 理事会の決定した業務の執行のために、理事会に常任理事会が置かれている。

「評議員会」

理事長による諮問事項は次のとおりである。

- 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 事業計画
- 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 寄附行為の変更

合併

目的たる事業の成功の不能による解散

残余財産の処分に関する事項

寄附金品の募集に関する事項

その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

「監事」

監事の職務は次のとおりである。

この法人の業務を監査すること

この法人の財産の状況を監査すること

この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること

第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

## 2. 苫小牧駒澤大学の体制

「教授会」

本学の教育研究にかかる意思決定は教授会によってなされる。教授会の詳細は「基準 2-3- 」に述べた。

「大学運営委員会」

本学の教育経営管理にかかる意思決定機関として大学運営委員会が設置されている。同委員会は「苫小牧駒澤大学運営委員会内規」により学長（法人理事）、学部長（法人評議員）、事務長（法人評議員）の委員 3 名と総務課長・教務課長の幹事 2 名で構成されている。

大学運営委員会は、大学全体の管理運営に関わる事項を扱うが、その中には教育研究に関わる事項も含まれる。とくに次の事項を審議する。

- (1) 教職員の人事の件
- (2) 財政に関する件
- (3) 規程（制定・改正・廃止等）に関する件
- (4) 本学の教育施設・設備等環境に関する件
- (5) その他、苫小牧駒澤大学の業務に関する重要事項
- (6) 学校法人駒澤大学常任理事会への提案事項

大学運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。委員会は、原則として毎週 1 回開催する。

「拡大運営委員会」

拡大運営委員会は従来、慣習的に開催されてきたが、平成 22(2010)年度より「苫小

「駒澤大学拡大運営委員会内規」を制定し、定期的を開催することになった。

委員会の構成は、学長、学部長及び事務長のほかに、図書館・情報センター長、国際センター長、学生サポートセンター長、入試広報室長、教務課長が構成員であり、いずれも教員兼務である。

拡大運営委員会は、教育研究に関わる事項も含め、学内の諸問題及び諸案件が円滑に措置できるよう全学的な見地から検討し、学内諸機関に審議要請するとともに同機関からの答申にも応える。

拡大運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。委員会は、原則として毎月1回開催する。

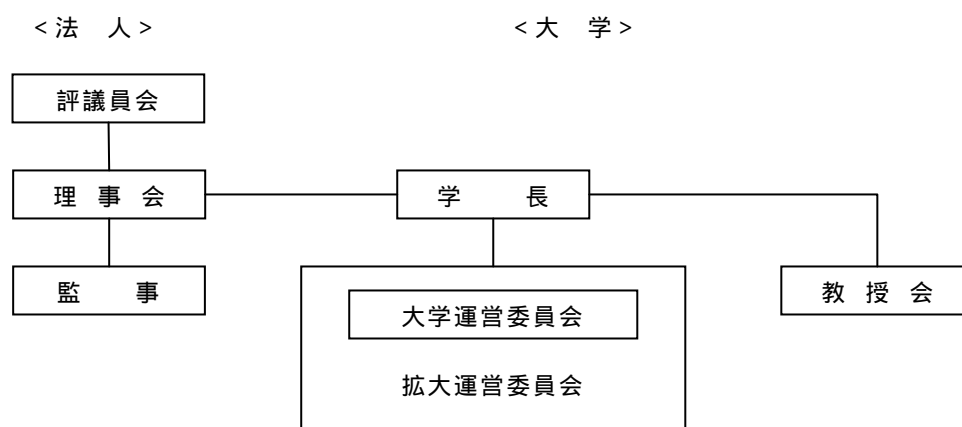


図 7-1-1 . 管理運営体制

## 7-1- 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

### (1) 学長、学部長、事務長の権限と選任手続

学長の選任については「苫小牧駒澤大学学長選考に関する規程」により、学長の資格及び選任方法、任期、選考の時期及び、事由、選挙管理委員会、選挙方法、選挙人等について定められており、公平な選挙が行われる仕組みが確保されている。学長候補者の選挙が行われ、その当選者が法人理事会の議を得て学長として任命される

学部長の選任は「学部長の選任に関する規程」の第4条にあるように、教授会における投票によって学部長候補者を選考し、学長から学部長の委嘱を受け決定している。

事務長の選任は「苫小牧駒澤大学事務長の選任に関する規程」により、教職員または有識者の中から専任される。

### (2) 理事会・評議員会

法人の最高意思決定機関は、理事会であり、本学の学長は「学校法人駒澤大学寄附行為」の第9条「理事の選任」の中から理事として、学部長、事務長は第25条「評議員の選任」により、評議員に選任されている。学長は同条により評議員にも選任されている。この3人が学校法人駒澤大学の会議に参画している。

常任理事会は理事長及び駒澤大学総長、学長、副学長、事務局長をもって構成し、理事会の決定した業務の執行にあたり、原則として毎週1回開催される。

本学からの提案事項は本学の意向を尊重して、常任理事会で協議を行い、理事会で決定される運びとなっていて、法人と本学との意思疎通、連携協調が行われている。

## (2) 7-1の自己評価

学長は全専任教職員により選出されるが学部長は専任教員による選出のため、学長を補佐する(「学則」第38条)とされている学部長が教授会の意思を代表することにより、学長の方針と対立する局面が生じ得る制度となっている。

法人と本学の連携は円滑に行われているが、現在は法人の事務組織が駒澤大学の事務組織と一体になっているため、法人としての本学への関わりが不十分である。また、駒澤大学に比べ、本学は極めて小規模であるため、法人の最高意志決定の理事会(全20人以上22名以内)には、本学に配分されている理事は1名のみにとどまり、理事会においては本学の意向が十分に反映されているとは言い難い構成となっている。

## (3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

単科大学において学長、学部長の関係がいかにあるべきか、その選出方法も含めて運営委員会において検討を始める。

設置者である学校法人駒澤大学の理事会及び常任理事会に本学の意向が十分反映されるような仕組みの採用を、法人に対してより強く要請する。具体的には、平成22(2010)年度に理事会の元に設置された「北海道法人諸学校管理運営検討委員会」に本学学長を委員に加えるよう本年度上半期中に要請する。

## 7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

### 《7-2の視点》

#### 7-2- 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

##### (1) 7-2の事実の説明(現状)

#### 7-2- 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

本学の経営管理にかかる意志決定機関である大学運営委員会については「基準 7-1-」において既に述べた。この大学運営委員会においては、本学の教職員人事・財政・規程の制定、改廃等に関する重要事項が審議され決定されている。運営委員会に学部長が加わることで、教授会を中心とする教学部門との連携を図っている。

また、大学内の教学と管理部門の連携を図るため、拡大運営委員会を開催している。拡大運営委員会に参加する図書館・情報センター長、国際センター長、学生サポートセンター長、入試広報室長、教務課長はいずれも同時に教授会の構成員であり、各担当領域において教学部門と管理運営部門の連携を図っている。これについては「基準 7-1-」において説明した。

教授会終了後、職員全員で構成する事務報告会を開催して教授会での審議案件の確認及び報告事項の連絡調整を行っている。

学校法人駒澤大学理事会によって決定された事項は、理事である学長を通じて本学に通達され、本学教授会、大学運営委員会、拡大運営委員会によって本学の運営に反映される。

一方、本学運営上の決定は、大学運営委員会及び拡大運営委員会で、また、教学にかかわるものについては教授会で行われる。教授会で決議された重要な事項は常任理事会を経て理事会に送られその審議に付される。

## (2) 7-2の自己評価

現在、管理部門・教学部門の長を兼ねる苫小牧駒澤大学学長は学校法人駒澤大学の理事であり、理事会において学長の立場から発言、教授会において理事会の立場から説明を行うことが可能である。また、現在の学長は駒澤大学の元専任教員で主要役職も経験しており、駒澤大学の多くの教職員との連携があり、学校法人駒澤大学の苫小牧駒澤大学に対する現状理解が進んできている。

上述のように管理部門の長が教員兼務であるため、管理部門と教学部門の連携が緊密であり、適切な運営がなされている。また、事務報告会には教員兼務の教務課長が教授会決議等の報告を行うことで両部門の連携が強化されている。

## (3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

管理部門の各長が教員兼務であることの問題点（教員と職員の不平等など）もあるため、すべて教員兼務とすることが望ましいか否かを運営委員会において検討し、平成22(2010)年度中に結論を出す。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されていること。

### 《7-3の視点》

- 7-3- 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3- 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7-3- 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

## (1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3- 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学「学則」第2条に基づいて、平成10(1998)年4月の開学時に「苫小牧駒澤大学の自己点検及び評価に関する規程」「苫小牧駒澤大学の自己点検及び評価に関する実施細則」が制定され委員会が設置された。委員会の構成員は実施細則第2条に学長、学部長、図書館・情報センター長、国際センター長、教務委員長、学生委員長及び事務長の7名と定められている。また、実施細則第3条に委員会は作業部会を置くと規定している。委員会の役割は、作業部会からの報告をまとめて学長及び理事長に報告す

ることである。

### 7-3- 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

開学当時から当面の課題については学内の各種委員会を通して点検・評価が行われてきたが、全学的な取組みとしては、平成 16(2004)年から自己点検・評価の総括報告書の作成に着手しており、平成 17(2005)年 3 月に「自己点検・評価報告書」がまとめられている。

自己点検・評価委員会では、教授会においてこの「自己点検・評価報告書」の進捗状況を報告するとともに、改善すべき箇所の検討を行った。

### 7-3- 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

平成 17(2005)年 3 月の「自己点検・評価報告書」は、教授会、事務報告会において全教職員に配布され、学内の事象に共通認識を得るとともに問題に対しての改善方針が導きだせるよう、各人通読することが期待された。

なお、この「自己点検・評価報告書」は、本学ウェブサイトにおいて公表されている。

## (2) 7-3の自己評価

平成17(2005)年「自己点検・評価報告書」では、全学的な取組みであったにも関わらず基準ごとの記述に厚みの差が生じてしまった。また、作業を担った一部の教職員に負担が集中するなど編集過程に困難が生じている。しかし、グローバルな基準をもって各部署が自己の業務を記述説明することが、ローカルな価値基準に準拠しがちな教職員を啓蒙する上で意義があった。

今回の「自己点検・評価報告書」の編集にあたっては、前回の編集経験が活かされており、編集の過程において全学的なパブリックコメントを数次にわたり募集し、基準の理解のために教授会、事務報告会でこまめに報告するなど、学内における積極的な情報共有が図られている。

## (3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は小規模校のため、今回のような全学的な自己点検・評価活動を毎年実施していくことは難しい。しかし今後とも大学基準に準拠すべく、各部署、各委員会において、関係する基準に対する意識と危機感は保持しつつ、自己点検・評価委員会の監督指導の下に改善に向けた努力を継続していく。なお、全学的な自己点検・評価活動は以降 3 年ごとに実施し、「自己点検・評価報告書」を作成し問題解決と改善に資するとともに、本学の教育を広く社会に公表していく。

## [基準 7 の自己評価]

管理運営体制は「学校法人駒澤大学寄附行為」に従って、理事及び評議員は各方面から意見を聞けるように、学識経験者、同窓生、宗教界等及び教職員から選任され、有

効に機能している。監事は経済界、法曹界の有識者で専門性としての見識を有した者を選任し、監査体制も有効適正に機能している。本学からは理事に学長、評議員には学長と学部長と事務長が参画しその意思決定の過程に関与している。また、学長、学部長、事務長（教員兼務）は本学教授会の構成員であるため、管理部門と教学部門の連携が図られている。しかしながら、理事会に出席権をもつのは学長ただ1人のため、本学の意思は法人管理部門に対して十分反映されているとはいえない。

平成 17(2005)年「自己点検・評価報告書」は教職員がグローバルな基準を認識する上で意義があった。また、前回編集に向けた経験が、今回の「自己点検・評価報告書」作成に活かされており、とくに編集過程において、本学が直面している問題を教職員に共通認識を持つ上で有用である。

#### **[基準7の改善・向上方策（将来計画）]**

「学校法人駒澤大学寄附行為」に定められた管理体制と本学「学則」に定められた教学組織を基本として、理事及び教学の責任者である学長による統括のもと、引き続き本学の管理運営の充実強化に努める。また、学校法人の最高意思決定機関である理事会に本学の意思がより一層反映されるよう、理事会に設置された「北海道法人諸学校管理運営検討委員会」に本学学長が委員として参画できるよう法人に要請する。

自己点検・評価活動に関しては、継続的な取組みとして、自己点検評価委員会の下に、各部署、各委員会が各々関係する最新の大学基準に準拠すべく改善に向けた努力を継続する。全学的な自己点検・評価活動は3年に一度行い、その際には「自己点検・評価報告書」を作成し積極的に社会に公開していく。